

犯罪被害者支援について

なら犯罪被害者支援センター専務理事の福井氏

火曜午餐会・11月第1例会は5日12時15分から当部5階大会議室で開催した。講師に公益社団法人なら犯罪被害者支援センター専務理事の福井学氏を招き「犯罪被害者支援について」をテーマに語って頂いた。福井氏は犯罪被害者支援センターの役割について「被害者、遺族への支援があるのと無いのとでは事件後の生活が大きく違って来る」と語った。講演要旨は次の通り。

平成16年に奈良市内で小学3年生の女兒が誘拐され、殺害された事件があった。県警も総力を挙げ早期に事件自体は解決した。

しかし、遺族や親戚に対し、マスコミは連日、礼儀も弁えず自宅前に張り付き取材をしていた。自宅だけではなく、勤務先の上司や同僚、学校の教師、同級生、友人、知人、そして近隣へも取材をする。被害者側であっても、周辺からは悪評が広がり、勤務先や学校でのいじめなど様々な苦悩の中で、遺族は耐え抜いていかなければならない。

当時、奈良には犯罪被害者支援センターはなく、遺族を支援することが出来なかった。結果、両親は離婚、ご主人は会社を退職。そして奥様は子供と転居されたが、苦悩の末、精神が病み治療を続けていた。しかし治療の甲斐もなく、自殺された。

事件は解決できたが、遺族に対しての支援が出来ず、その結果、大変な第二次被害が出た。

そして、平成23年に熊本で3歳女兒の誘拐殺人事件が起きた。奈良の事件と同様に、遺族は様々な風評をたてられた。奈良の事件との違いは、支援センターの体制が十分に機能していた。支援相談員と警察官が24時間体制で遺族への支援、勤務先対策、学校対策、マスコミ対策、そして近所の風

評対策を行った。遺族は一時、一家心中まで考えたそうだが、これらの支援、対策により通常の生活を取り戻された。現在、遺族は、支援、対策をしていただいた感謝と、被害者、遺族への支援の大事さを全国で講演されておられる。

被害者、遺族への支援があるのと、無いのとでは、事件後の生活が大きく違って来る。それほど支援は大事だということです。

当支援センターの活動

日本の犯罪被害者支援は、先進国の米国や英国に比べかなり遅れている。被疑者に対しては有利で優遇される制度がどんどん成就していくが、被害者に対してはなかなか制度が確立してこない。今後、一刻も早く充実させるのが当面の大きな課題となっている。

当センターでは、電話相談を受け内容を踏まえた上で面接相談をする。その後、専門支援として、弁護士、臨床心理士、産婦人科医師など、資格のある方が相談を受ける。直接支援としては、相談員が、検察や警察の事情聴取の際や病院への付き添いをする。付き添うことで安心感を与え

ることが出来る。そして、生活支援では、相談員が被害者宅に行き、食事を作る、育児をする、或いは学校への送り迎えをする。

また、支援センターの活動内容やご理解を頂くため、毎月一回、駅前やショッピングモールなどで広報啓発活動を行っている。

現在、県下の一部の市で支援条例を作っていたいただき、犯罪被害者への補償や、当支援センターの活動費用として予算をつけて頂いている。今後、県下の全市町村において、支援条例を制定していただくための取り組みを行っている。

また、相談員の充実と資金確保の安定が課題になってくる。当センターでは、賛助会員（法人・個人）がありますので、よろしければ是非ご協力とご理解を頂きたいと思えます。

